

## 6 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

### (1) 安全対策の推進

- 大規模小売店舗等は周辺の住居等から一定の範囲に立地し、かつ比較的広大な敷地施設であることから、店舗責任者又は管理者は、地域及び関係機関と連携して、地域住民や利用客に対して安全を確保するための対策を推進する。
- 大規模小売店舗等は夜間に営業を行う店舗も多いことから、深夜時間帯に営業する大規模小売店舗等については、「深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」についても適用するものとする。

### (2) 安全な店舗（構造等）の普及

#### イ 出入口

出入口は、道路、通路及び廊下等（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置し、扉を設置する場合には内外を相互に見通せる構造にする。

なお、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

#### ロ ゴミ置場

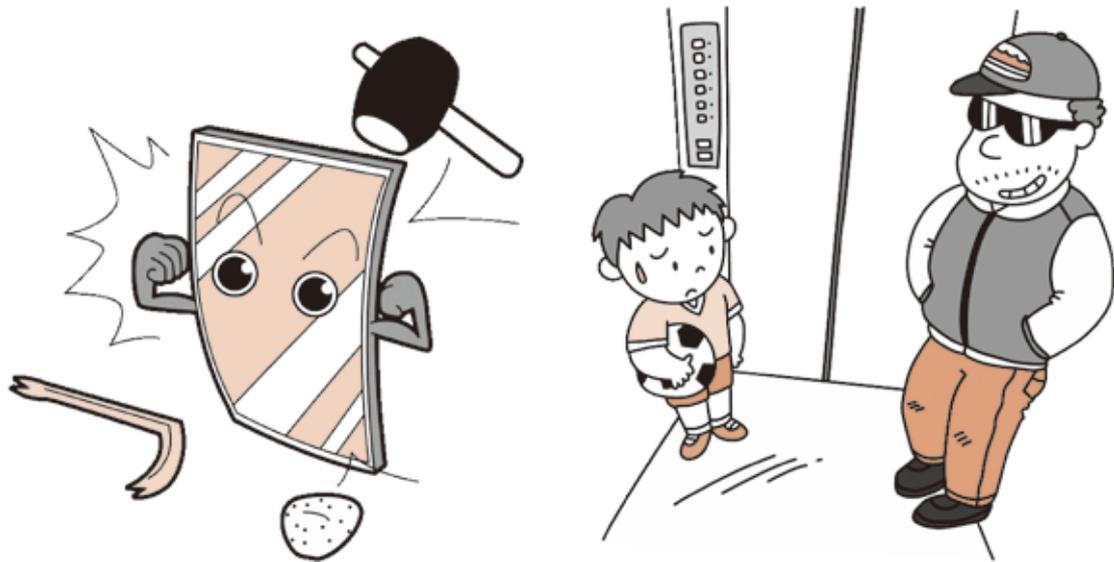
ゴミ置場は、道路等から見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

#### ハ 窓

窓、ショーウィンドウ等は見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等の防犯フィルム等をはり付けたものを含む。以下同じ。）を設置する。

#### ニ エレベーターホール及びエレベーター

- エレベーターホールは、売り場または通路からの見通しが確保された位置に配置する。
- エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が識別できるよう、概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。
- エレベーターのかご内には、犯罪の発生等の非常時において、押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置及び防犯警報設備を子どもや車椅子でも使用が可能な位置に設置する。



## ホ 階段

利用者用の階段には、周囲から見通しを妨げる設備の設置や物品の放置をしない。

## へ 商品陳列棚

- 商品の陳列棚は、施設内の見通しに配慮した位置に配置し、高さや幅は施設内の見通しを確保した構造とする。  
なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
- 商品は陳列棚に収納し、通路内に施設内の見通しを妨げる物を置かない。
- 商品の陳列棚の高さや幅は、事業所内の見通しを考慮した構造とする。

## ト 試着室

衣服の試着室は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。

## チ レジカウンター

- レジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置する。  
なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
- レジカウンターは、高さや幅、内側の広さ（退避空間）を確保し、レジカウンター内側の床を店内より高くするなどして、カウンターの乗り越えなどの緊急時を想定した工夫を行う。
- レジカウンター内及び施設内の適当な場所に非常警報装置を作動させるボタン等を設置する。
- レジカウンター内の適当な場所にカラーボールや防犯ブザー等の各種器材を設置する。

## リ レジ、金庫

- レジは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、または現金の収納部分がカウンター越しに手が届かない位置に配置する。
- 金庫を設置する場合は、防犯性能を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫を行う。
- 深夜時間帯は、使用可能なレジの台数を制限したり、保管金額も必要最小限度に抑える。

## ヌ 子ども広場、ゲームコーナー等

子ども広場、ゲームコーナー等を設置する場合、施設内の見通しに配慮して配置する。

## ル トイレ

トイレ内には、犯罪の発生等の非常時において、押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置及び防犯警報設備を子どもや車椅子でも使用可能な位置に設置する。

## ヲ 現金自動預払機等 (ATM)

- 施設に現金自動預払機等を設置する場合は、従業員等の目に届きやすい場所であるか配慮しながら、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。
- 現金自動預払機の周囲の適当な位置に防犯カメラを設置する。
- 振り込め詐欺等の現金自動預払機を利用した犯罪を防止するため、警察や金融機関等と連携して利用者に対する注意喚起等に努める。

## ワ 駐車場等

- 駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）は道路等または施設内部から見通しが確保された位置に配置する。  
なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
- 地下または屋内の駐車場等においては駐車用の床面において2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上の照度を確保する。
- 屋外の駐車場においては夜間に人の行動が視認できる程度以上の照度を確保する。
- 駐輪場にあっては、駐輪用の床面において、光害又は極端な明暗差が生じないように配慮しつつ、人の行動が視認できる概ね3ルクス以上の照度を確保するとともに、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置により自転車等の盗難防止に努める。
- 使用しない駐車場等の出入口を施錠する。

### (3) 防犯設備

#### イ 防犯設備の設置

- 来客感応装置、回転防犯灯、防犯警報設備、防犯ミラー等の設置に当たっては、死角を排除し視認性を確保することを念頭に設置する。
- カラーボール等の各種器材は、有効性や使用方法を従業員に知らせ、いつでも活用できるようにしておく。

#### ロ 防犯カメラ

##### (イ) 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、「防犯カメラ作動中」などと表示して、犯意の抑制を図るとともに、記録装置の保管管理を徹底する。

##### (ロ) 防犯カメラの配置等

防犯カメラは、店舗への来店者や駐車場に出入りする車両のナンバーがわかるよう設置する。

### (4) 安全体制の整備

#### イ 安全対策の責任者

大規模小売店舗等ごとに当該施設の業務内容に精通し、従業員に指導的立場にある者の中から安全対策の責任者を指定する。

- 安全対策の責任者の任務
  - ・ 防犯器材の点検整備
  - ・ 従業員に対する安全に関する指導及び安全訓練の実施
  - ・ 110番通報要領等の安全マニュアルの策定及び備え付け
  - ・ 警察、地域の関係機関及び団体等との連絡及び安全に役立つ情報の交換

#### ロ 警戒要領

- 店舗責任者または管理者は、安全対策の責任者を含む従業員や、警備業者の警備員による巡回を実施し、店舗内外の警戒と不審者等の発見に努める。
- 入店者に対しては、顔を見て声かけを励行する。
- 店内放送を利用し、万引き等を防ぐため効果的と考えられる放送を繰り返し行うことによって万引き等をさせない雰囲気づくりに努める。

## ハ 現金の管理

- 金庫への確実な保管及びレジスターの限定  
高額紙幣については確実に金庫へ保管するとともに、使用するレジスターの数を限定する。
- 金庫のかぎの保管管理  
金庫のかぎの保管管理は、特定の者に確実に行わせる。
- 現金の搬送  
現金の搬送は複数人で行う。  
複数人で行うことが困難な場合は、警備業者等に委託する。

**(5) 地域との連携等**

店舗責任者又は管理者は、店舗周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を醸成するとともに、事件発生時の通報等に関する協力を依頼しましょう。

**【参考資料】**

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月経済産業省）  
大規模小売店舗立地法についての解説（平成19年5月経済産業省）  
大規模小売店舗における防犯に関する指針（平成25年3月山形県）